

医療従事者宿泊施設確保事業実施要領

<長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業>

(趣旨)

第1 この要領は、令和5年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱（令和5年4月19日付け5感第37号）に定める補助金の交付の対象となる事業のうち、医療従事者宿泊施設確保事業の実施にあたり必要な事項について定めるものとする。

(事業内容)

第2 新型コロナウイルス感染症患者等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき当該患者を入院等させるに当たって、患者対応にあたる医療従事者の宿泊施設を確保した医療機関に対して、その実績に応じて支援を行う。

(対象となる宿泊施設)

第3 医療機関があらかじめ契約や依頼通知等により指定する宿泊施設とする。

(実施要件)

第4 支援は次のいずれかの場合に行うこととする。

- (1) 感染症患者の対応のため業務が深夜に及んだ場合
- (2) 感染患者に対応したことで、自宅で同居する基礎疾患を有する家族等へ配慮を要する場合
- (3) その他感染患者に対応したことで、自宅への帰宅に配慮すべき事由がある場合

(補助対象期間)

第5 令和5年4月1日から令和5年5月7日までに生じた費用を対象とする。

(補助対象経費等)

第6 補助金の基準額、補助対象経費等は、令和5年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱（令和5年4月19日付け5感第37号）に定めるとおりとする。

附 則（令和5年5月15日5感第99号、5薬第144号）

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年7月7日5感第198号、5薬第228号）
この要領は、令和5年4月1日から適用する。